返還不要な３つの制度について

神奈川県在住の場合
就学支援金 申請時期：４月（１年生のみ）・６月
学費軽減補助金 申請時期：６月
奨学給付金 （生活保護・非課税世帯の方） 申請時期：７～１２月

<table>
<tr><td colspan="2">神奈川県在住の場合</td><td>入学金補助</td><td colspan="2">授業料補助（年額）</td><td>授業料以外の補助</td></tr>
<tr><td colspan="2">年収の目安
（あくまで目安です）</td><td>令和５年度の「市町村民税の課税標準額×６％－市町村民税の調整控除の額」※1</td><td>学費軽減補助金</td><td>学費軽減補助金</td><td>就学支援金</td><td>奨学給付金</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">生活保護</td><td>＜学費補助金・就学支援金＞
令和５月１日時点で生活保護</td><td rowspan="4">210,000 円</td><td rowspan="5">159,000 円</td><td rowspan="5">297,000 円</td><td rowspan="2">52,600 円</td></tr>
<tr><td>＜奨学給付金＞
令和５年７月１日時点で生活保護の生業扶助を受けている</td></tr>
<tr><td colspan="2">非課税</td><td>令和５年度の「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が０円※2</td><td>52,100 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">約５９０万円未満</td><td>154,500 円未満</td><td rowspan="3">100,000 円</td><td rowspan="3">対象外</td></tr>
<tr><td colspan="2">約７００万円未満</td><td>203,100 円未満</td><td>337,200 円</td><td rowspan="3">118,800 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">約７５０万円未満</td><td>227,100 円未満</td><td>74,400 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">約９１０万円未満</td><td>304,200 円未満</td><td>対象外</td><td>対象外</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">多子世帯※3</td><td>約７００万円以上
約７５０万円未満</td><td>227,100 円未満</td><td>100,000 円</td><td rowspan="2">337,200 円</td><td rowspan="3">118,800 円</td><td rowspan="3">対象外</td></tr>
<tr><td>約８００万円未満</td><td>251,100 円未満</td><td rowspan="2">対象外</td></tr>
<tr><td>約９１０万円未満</td><td>304,200 円未満</td><td>74,400 円</td></tr>
</table>

※1　父母の合計額。政令指定都市の場合は「調整控除の額」に３/４を乗じる。
※2　父母の合計額。「市町村民税の課税標準額×６％－市町村民税の調整控除の額」では判定しません。
※3　「多子世帯」とは 15 歳以上 23 歳未満の扶養している子ども（中学生を除く）が３人以上いる世帯です。

＊学校への納付金額により支給額は調整されます。
＊本校では授業料等を一旦全額徴収し、申請により支給が決定した金額を後日返還させていただきます（９月と２月にお振込み）。

＊ここに記載されている内容は現時点（令和５年５月１日）での想定であり、変更となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

例えば
神奈川県にお住まいで年収約７００万円未満世帯の場合
申請いただくことにより
授業料は実質無料になります

年収約５９０万円未満世帯の場合

就学支援金（年額）２９７，０００円	学費補助金（年額）１５９，０００円	
支給額２９７，０００円	支給額１０５，０００円	５４，０００円（支給されません）
授業料（年額）４０２，０００円		

年収約７００万円未満世帯の場合

就学支援金（年額）１１８，８００円	学費補助金（年額）３３７，２００円	
支給額１１８，８００円	支給額２８３，２００円	５４，０００円（支給されません）
授業料（年額）４０２，０００円		

＊「就学支援金」と「学費補助金」の授業料補助額の合計が学校の授業料を超える場合、超えた分は支給されません（学校への納付金額により支給額は調整されます）。

＊本校では授業料等を一旦全額徴収し、申請により支給が決定した金額を後日返還させていただきます（９月と２月にお振込み）。

＊ここに記載されている内容は現時点（令和５年５月１日）での想定であり、変更となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。